

# 令和7年第10回農業委員会議事録

令和7年10月27日

下妻市農業委員会



## 令和7年第10回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和7年10月27日(月) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-7

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第7号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分について  
て

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塙 裕行	18番 塚田 好克
19番 斎藤 孝夫		

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 斎藤孝夫君)

ただいまから、令和7年第10回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、17番 程塚 裕行 君、2番 鶴見 清忠 君、の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、畠、917m<sup>2</sup>、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、加養地内、畠、824m<sup>2</sup>、申請理由は、姉妹間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、原地内、畠、275m<sup>2</sup>、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、大串地内、田、1,699m<sup>2</sup>、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、樋橋及び柳原地内、2筆、田、合計4,769m<sup>2</sup>、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、村岡地内、2筆、畠、4,358m<sup>2</sup>、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:野村委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、クリーンポート・きぬから北へ約 2km にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。10 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 2 号:草間委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、県立下妻第二高等学校第二運動場から南へ約 450m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。10 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人の確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には現地で面会して行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 3 号:鈴木委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から南へ約 850m にあり、水稻の作付けがされ、きれいに管理されていました。10 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 4 号:白井委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から南東へ約 650m にあり、水稻の収穫後、きれいに管理されていました。10 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 5 号:高橋委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、柳原球場から 600m 圏内にあり、水稻の作付け後、収穫されていました。10 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号: 羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、つくばサーキットから北へ 1.1km にあり白菜の作付けがされていました。10 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

3 ページをご覧願います。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、高道祖地内、畠、1,058 m<sup>2</sup>、申請理由は、使用貸借期間の更新による申請でございます。

以上でございます。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号: 笠島委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南東へ約 600m にあり、休耕でしたが、きれいに耕耘され管理されていました。10 月 24 日、現地調査をした結果、

地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には電話にて行い、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。

本案は、稻川委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いします。

(稻川 広美 委員 : 退席)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

4ページ並びに、参考資料1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、2筆、登記、田、現況、畠、30m<sup>2</sup>、及び畠、767m<sup>2</sup>の内261.84m<sup>2</sup>、合計291.84m<sup>2</sup>、申請理由は、農機具置場兼作業所に近い申請地に農業用回送車両置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料1は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地

と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:吉川委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。10月22日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用回送車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。稻川委員の退席を解きます。

(稻川 広美 委員 : 再入室・着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

本案につきましては、鶴見委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いします。

(鶴見 清忠 委員 : 退席)

議長(会長 斎藤孝夫君)

それでは、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

5ページ並びに、参考資料は、3ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、半谷地内、12筆、田及び畠、合計9,149m<sup>2</sup>、申請理由は、県道に面し、利便性の良好な申請地に、流通業務施設を設けるものでございます。

6ページ並びに、参考資料は、5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、半谷地内、4筆、田及び畠、合計918m<sup>2</sup>、申請理由は、今回5条申請する流通業務施設への、大型車両の出入りによる事故防止を図るため、出入口を別とする来客及び従業員用駐車場を設けたく申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料1は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、国・県道の沿道区域での流通業務施設であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業の指導要綱に基づく協議が申請済みとなっており、道路工事施工承認が許可済となっております。

議案書は6ページ、参考資料1は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、国・県道の沿道区域での流通業務施設に付帯する施設であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業の指導要綱に基づく協議、道路工事施工承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:野村委員(代理報告)

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から西へ約800mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。10月22日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には

電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、流通業務施設へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 2 号：野村委員（代理報告）

議案第 4 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から西へ約 800m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。10 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、流通業務施設の駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 斎藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 斎藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 斎藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。本案につきましても、鶴見委員が関係する案件でありますので、退席を継続します。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

7 ページ、並びに参考資料は、7 ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、半谷地内、畠、846 m<sup>2</sup>、申請理由は、県道に面し、利便性の良好な申請地に、流通業務施設を設けたく、賃借りするものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料1は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、国・県道の沿道区域での流通業務施設であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業の指導要綱に基づく協議が申請済みとなっており、道路工事施行承認が許可済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:野村委員(代理報告)

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から西へ約800mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。10月22日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、流通業務施設へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

今回の申請は、周辺農地に影響がないことですが、周辺農地には何が作付けされているのかについて伺います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。この周辺の農地は、ほとんど耕作されておらず、これといった作物は作付けされておりません。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、いかがですか。

齊藤(森)委員

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。鶴見委員の退席を解きます。

(鶴見 清忠 委員：再入室・着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。本案につきましては、飯島委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いします。

(飯島 晴彦 委員：退席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8ページ、並びに参考資料は、9ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、畝、309m<sup>2</sup>、申請理由は、平成24年頃に申請地の一部にコンクリートを敷設し、無断転用していたことから、始末書を添付の上、既存農作業用倉庫に隣接する申請地に、農業用倉庫兼作業所及び車庫を建築するため、父より借りるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料1は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が農業用施設であることから、不許可の例外規

定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 6 号)

処理番号 1 号: 羽賀委員

議案第 6 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約 700m にあり、きれいに管理されておりましたが、申請地の一部にコンクリートが敷設されており、その内容は始末書で確認しました。10 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には面会にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用倉庫兼作業所・車庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塙田会長職務代理者。

塙田会長職務代理者

参考にお伺いしますが、この借人の方は、どのくらいの規模で農業をやっているのか、倉庫や車庫の必要性は調べていますか。

議長(会長 斎藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。合計で約 12ha を耕作しています。

議長(会長 斎藤孝夫君)

塙田会長職務代理者、よろしいですか。

塙田会長職務代理者

はい、わかりました。

議長(会長 斎藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

参考資料の図面の確認ですが、9ページの白地部分と、10ページにあるひし形の形状の部分が、合わせて利用する宅地ですよね。10ページではその下に道路がありますが、9ページの図面では、申請地が道路にかかっていますが。

議長(会長 斎藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局長(広瀬和男君)

この道路は、幅員約 90 cm の細い道路となっておりまして、こちらは、申請地とはまた別の場所となっております。この道路を避けて建物等の計画がなされているという状況です。

議長(会長 斎藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

わかりました。

議長(会長 斎藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。飯島委員の退席を解きます。

(飯島 晴彦 委員：再入室・着席)

議長(会長 斎藤孝夫君)

続いて、議案第 7 号、農地法第 18 条第 1 項の規定による賃借権の解約の許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9 ページをご覧願います。

議案第7号、農地法第18条第1項の規定による賃借権の解約の許可申請に対する処分につきましては、今回1件の申請であります。

農地法第18条第1項の規定による許可申請は、農地に関する賃貸借契約について、当事者の合意によらない、一方から解約する旨の通知をすることについての許可申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、古沢地内、畝、356m<sup>2</sup>、申請理由は、農地の売買に伴い解約をしようとしたが、賃借人が死亡しており、すべての相続権者から同意を得ることが困難であることから、申請するものでございます。農地法第18条第2項第6号のその他の正当の事由がある場合に該当する申請内容であると考えられます。

なお、賃借人の所有していた土地、建物の相続人より、耕作権解約について、異議が無い旨の申立書が添付されております。

以上でございます。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第7号)

処理番号1号:齊藤(森)委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ネイチャーセンターから南に約700mにあり、耕作されておらず遊休農地の状態でした。10月23日、現地調査をした結果、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。土地の売買のため、賃借権を解除しようとするものであり、申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10 ページをお開き願います。

報告第 1 号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回 1 件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号 1 号、届出地、下妻地内、畠、595 m<sup>2</sup>、下妻市が上水道工事に伴い、資材置場として一時転用するもので、去る 10 月 3 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

11 ページをご覧願います。

報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11 ページから 14 ページまで、16 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

ここで、事務局から、前回の委員会に対してのお答えがあります。

事務局職員(杉田由里子君)

先月の齊藤(森)委員のご質問、農地売買における事務局の関わり方について、ご報告申し上げます。

用地の売買につきましては、農地法並びに農業経営基盤強化促進法によるもの、2 種類がございます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地のあっせんを行うことが可能となります。事務局となりますと、地方公務員法により、市民の皆様、農業者の皆様に、公平に対応することとなっておりますことから、相談があった場合は、地域の農業委員の皆様にご支援を頂くこととしております。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、いかがですか。

齊藤(森)委員

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

では、以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 7 年第 10 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後 2 時 15 分）

議長 齋藤孝夫

署名委員 程塙裕行

署名委員 鶴見清忠